青少年問題をめぐる虚実

~忘れ去られた<進化>への問い

高 橋 征 仁

統計はひとりでに生まれるわけではない。人々が創造しなければならないのだ。現実は込み入っており、統計はどれも、誰かがおこなった要約、複雑な現実を単純化したものである。統計はすべてつくりだされなければならず、そのプロセスでおこなわれるさまざまな選択が常に、出てくる数字を左右し、ひいては問題を要約し単純化したその数字を見て私たちが何を理解するのかを左右する。・・・・・おかしい統計は私たちの理解をゆがめる形で現実を単純化するが、よい統計は歪曲を最小限に抑える。完璧な統計などないが、他のものほど不完全でないものもある。よかれあしかれ、統計はすべてその生みの親の選択を反映している。

—J. ベスト『統計はこうしてウソをつく』

1. 間違いだらけの『青少年白書』~偽りの背後にあるもの 青少年問題をめぐるウソの定型

いつの時代でも、青少年問題は、人々の関心を呼び起こす格好のテーマである。しかしたいていの場合、青少年をめぐる言説は誤解と偏見に満ちている。例えば、平成19年度版の『青少年白書』では、小学生に関して次のような記述がなされている。

近年、少年による特異・重大な事件が多発しており、善悪の判断などの規範意識や倫理観などの育成を図ることが、これまで以上に求められている。

特に、いじめ問題が深刻化している状況に対し、「いじめは許されないことである」という認識を子どもに徹底する必要がある。

このため、学校・家庭・地域等が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ取組を進める必要がある(内閣府編 2007:76)。

おそらく、子どもの教育に熱心であり、新聞やTVなどを通じて青少年問題に憂慮している人物ほど、この文章にすんなり頷いてしまうことだろう。その意味では、この文章は、実に見事な「作文」といえる。この文章にみられるように、教育言説というものは、子どもたちの危機を真剣に訴えたり、教育に対する熱意を表明したりさえすれば、非科学的・非論理的な内容であっても承認されてしまう不思議な特性を持っている。客観的な現状分析と事業報告を柱とするはずの『白書』の類でも、その例外

ではない。これは避けがたい認知バイアスの1つかもしれない。

根拠のない思い込みと偏見

しかし、大学の一教員としてこのレポートを採点するならば、私の採点はあくまで 0点である。まず第1に、この文章には何のエビデンスもない。後に示すように、少年(未成年者)による「特異・重大な事件」は多発どころか、ほとんどの指標で激減している。 また「規範意識」に関しても、時代的にみれば、規範への同調性は増加している項目 のほうが多い。「いじめ問題の深刻化」や「人間性」、「社会性」といった言葉についても、 その一つ一つが、簡単に定義したり、観察・測定したりできるものではないという点 に注意する必要がある。それぞれの指摘が、どのようなデータを根拠に主張できるの か疑わしいのである。それにもかかわらず、青少年問題の重大性がことさら誇張され、 その解決策が実しやかに提唱されている。

第2に、代表性のバイアスを指摘できる。たしかに少年(未成年者)が殺人事件を起こせば、それはショッキングなことに違いない。しかし、そうした殺人傾向が小学生全体に根差していると考えたり、小学校や幼稚園での道徳教育に原因があるとみなしたりするのは、ほとんどの場合、見当違いの推理といえるだろう。しかも、この文章では、「特異・重大な事件」と「いじめ問題」、「規範意識」のように問題の規模もレベルも指向性も全く異なる現象を直接結び付けたうえで、それらの問題を小学生全体に及ぶ典型的な問題として位置づけてしまっている。

過去の理想化と自己正当化

第3に、この文章では、近代化や産業化による人間関係の希薄化という素朴な終末観や懐古主義的な過去の理想化をベースに、青少年問題が説明されている¹゚。すなわち、「学校・家庭・地域」の解体が、子どもの「豊かな人間性や社会性」を奪い、「規範意識や倫理観」を低下させ、その結果、「いじめ問題」や「特異・重大な事件」が起きるようになったという一連の因果関係が想定されている。なかでも、携帯電話やインターネット、ゲームなどは、社会体験の希薄化の原因であり、犯罪へ巻き込まれる危険性を伴った「有害環境」と目されている(内閣府編 2007:151)。このような終末観も、新しいメディアへのバッシングも、人々が社会変動に対して抱く直感的な不安と符合するために受け入れられやすい。しかしながら、現代社会が大きく変貌しつつあることは否定できない事実であっても、それが青少年問題の真の原因であるとは限らない。青少年問題の原因をより大規模な社会変動に求めるロジックは、一見尤もらしいけれども、実際には、反証がより困難なマクロ水準に議論の場を移し替えているにすぎない²)。新たな社会変動が深刻な青少年の病理現象を生み出しているというお決まりの因果モデルは、床屋談義とさして変わらない印象論にすぎない。

第4に、こうした粗雑な因果的説明は、同時に、道徳的優越性の先取りという問題も伴っている。すなわち、子どもたちの人間性や社会性の貧困を指摘するとき、大人たちは自分たちの子ども時代の人間性や社会性を当然視し、不問に付している。「自分たちだけが知っている」というのである。そして、子どもたちからすれば遡及不可能な時点から、一方的に現在の青少年問題を論じている。したがって、「豊かな人間性や社会性を」といった言説は、一見すると教育的配慮に富んでいるかのようにみえるが、実際には、歴史的事実に対しても、自らの道徳的な横暴さに対しても無頓着な言説である。

青少年問題をめぐる縦割り行政

第5に、青少年問題の解決策の基本として、「学校・家庭・地域等の連携」というフレーズも頻繁に用いられる。しかし、これも行政側のたんなる掛け声にすぎず、青少年問題の責任の所在を一般市民の一致協力へとすり替えようとしている点で誤りである。そもそもこの3者が分断されている原因は、日本の縦割り行政にある。日本の青少年は、「学校」にいるときは文部科学省、「家庭」にいるときは厚生労働省、「地域」の中では内閣府といったように、時空間ごとに異なる存在として取り扱われる。日本の青少年行政は、省庁間の「草刈り場」であり、担当部局や法令によって、青少年に関する年齢区分や呼称も、目標もまちまちである(内閣府編2007:174,207-8)³)。しかも、現実の青少年問題のかなり大きな部分一たとえば、学校教育と就労の非連続性、親の就労時間と子どもの登下校時間のズレ、学校と地域社会の連携の形骸化、等々一は、各省庁間の綱引きや乖離がもたらしている構造的欠陥である⁴)。それは市民レベルでの互助や協力によって解消される性質の問題ではない。

青少年問題のコピーと『白書』の意味

そして最後に、このレポートが0点である決定的な要素は、それが10年以上使い回されてきた「コピペ」文であるという点に求められる。この文章の原型は、1997年8月4日、当時の小杉隆文部大臣が中央教育審議会に対して行った諮問「幼児期からの心の教育の在り方について」にまで遡ることができる(中央教育審議会1997)。この諮問は、事実上、神戸連続児童殺傷事件で14歳の少年が逮捕されたことを受けて急遽なされたものである。それにもかかわらず、ここで提示された青少年問題の基本的枠組みが、その後16回に及ぶ委員会での議論を通じて洗練・強化され、『家庭教育ノート』や『青少年白書』、『警察白書』等々の様々な政府刊行物の記述に浸透していった。そして、10年以上経た現在でもなお、この言説は増殖し続けている。「少年による特異・重大な事件」という独特な表現は、事実上、神戸連続児童殺傷事件の隠語であり、多くの人々がいまだにこの事件に囚われていることを示している。そして、この文章に

おける風変わりな用語をGoogle等で検索にかければ、地方の議会や警察、青少年担当部局、教育委員会、NPO等々の記録や報告書において、同型の「青少年問題」が金太郎飴のように大量生産されている様子を見て取ることができる。実際に日本で暮らしている生身の青少年の葛藤や苦悩、失意などを離れて、政治家や知識人、教育者などの道徳事業家の不安だけを映しながら増殖し続ける「青少年問題」に、一体どれほどの意味があるのだろうか?

もっとも、『青少年白書』に限らず、『白書』がこのような誇張や歪曲を含むことは、社会学者の間ではよく知られていた事実である。今から30年以上も前に、大村英昭は、『白書』が、「良くいえば『警世の書』として、ひと悪く言えば、定員要求ないし予算獲得のための請願書として、『将来を憂うる』調子」(大村1980:156)で書かれていることを指摘していた。財務省(旧大蔵省)や政治家向けに「わかりやすく」書かれている部分に対して、読者は敏感でなければならないというのである。たしかに、『白書』には、「殺人」の減少などポジティヴな成果が呈示されたり、それを主軸とした政策方針が示されたりすることはめったにない。たとえ犯罪動向が比較的平穏な時期にあっても、前年比のように極端に短いタイムスパンを用いたり(ミクロの魔術)、逆にあいまいな指標による長期間のデータや国際比較を用いたり(マクロの魔術)、立ことで、「予断を許さない」というストーリーが構成されることも多い(佐藤1984:286; 菊地1981)。そのようにして人々の不安を醸成しながら予算要求するのが日本の行財政システムであり、『白書』はそうした官僚組織の現実を反映しているにすぎないとみる大村の指摘は、おそらく的を射ているだろう。

本稿の課題~偽りの「青少年問題」の背後に、何を読み取るのか?

しかし、『青少年白書』の中の「青少年問題」が虚像でしかないとするならば、青少年問題の真実は、どこに存在するのだろうか?様々な文化的潮流の中をドリフトし続ける若者たちを追いかければ、その答えが見えてくるのだろうか?それとも、諸外国の青少年と比較することで、日本の青少年の実像を炙り出していけばよいのだろうか?あるいは完全に割り切って、行政機関やマスコミ、専門家などによって「青少年問題」が制度化されていく局面を主題にして研究を進めればよいのだろうか?本稿では、「青少年問題」が社会問題として制度化される局面に焦点を合わせながらも、そうした構築主義的な分析枠組みを超えて、<進化>という問題にまで歩を進めていくことにしたい。

というのも、偽りの青少年問題の背後に、マスコミや官僚、専門家たちの自己利害をいくら指摘したところで、青少年問題の核心に迫ることはできないからである。また、そうした小賢しい自己利害を明らかにすることが、社会学の目的でもないだろう。

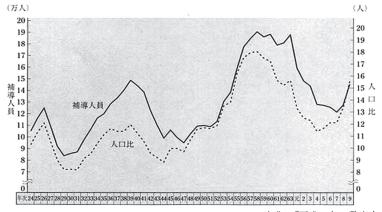
むしろ、問わなければならないのは、「なぜ、他の社会においては、10代後半から20代前半にかけて男性の凶悪犯罪が極端に多くなるのか?」、そしてそれにもかかわらず、「なぜ、戦後の日本社会においては、青少年の凶悪犯罪が減少したのか?」という問いである。歴史的にみても世界的にみても、10代後半から20代を頂点とする年齢一犯罪曲線(ユニバーサル・カーブ)は、かなり頑強である。そうした現象の背後にある普遍的なメカニズムと、それが作動しない日本社会の特殊性こそが、真に探求すべき課題である。青年期のモラトリアムにおける様々な選択や活動の底流には、配偶戦略と養育戦略という2つの適応戦略が介在している。このような進化論的観点を導入することによって、青少年研究の閉塞状況を打開し、個別的で流動的な青少年問題を俯瞰する視座を獲得することができると考えられる。

2. 〈少年犯罪の凶悪化〉をめぐる虚実~幻になった「戦後第4のピーク」 青少年問題の深刻化という神話

そのまえにまず、1997年以降、日本社会を覆っていた「青少年問題の深刻化」とい う神話を解体していく必要がある。3.11東日本大震災以前の日本のメディアには、青 少年問題をめぐる危機言説が溢れ返っていた。TVのニュース・キャスターや教育関 係者のみならず、著名な研究者や評論家までもがこぞって、青少年問題に警鐘を鳴ら し、家庭でのしつけや学校での道徳教育の必要性を唱えていた。具体的には、<少年 犯罪の凶悪化>や<規範意識の低下>、<性の乱れ>、<ニート・フリーター>など の問題が指摘され、その原因として、携帯電話やインターネット、ゲームなどの情報 環境の拡大が指摘されていた。もちろん、研究者や知識人の中には、そうした動向が 「空騒ぎ」であり、青少年へのバッシングにすぎないと批判する者も少なくなかった(長 谷川・長谷川2000、広田2001、鮎川2001、河合2004、本田・内藤・後藤2006、パオロ・ マッツァリーノ2004)。しかしながら、こうしたアカデミックな言説はあまり世間に は浸透せず、代わりにヒステリックな危機言説がメディアを賑わせ、中央教育審議会 や国会での討論など公的な言論空間を支配してきた。その結果、具体的な方法論も評 価技術も伴わないまま、「青少年の規範意識の醸成」というあいまいな目標が、教育 政策の最重要課題として掲げられることになった。ここでは、そうした危機言説の中 核を占めていた<少年犯罪の凶悪化>という指摘について取り上げ、その虚実を検討 していくことにしよう。

幻になった「戦後第4のピーク」

1998年の『警察白書』や『犯罪白書』、『青少年白書』では、前年の「神戸連続児童 殺傷事件」を受けて、少年非行の増加や凶悪化に関する特集記事が組まれた。そこで



出典:『平成10年 警察白書』

図1.「主要刑法犯」少年の増減にもとづく「戦後第4のピーク」の指摘

は図1のデータが提示されて、少年非行が「戦後第4のピーク(上昇局面)」を迎えつつあるという危機言説が前面に打ち出された。それによれば、第1の波(1951年)は戦後の混乱や生活の困窮、第2の波(1964年)は高度経済成長や都市化、第3の波(1983年)は、低年齢化や普通の子などから特徴づけられるという。それに対して、これから迎える第4の波は「いきなり」重大犯罪に至るという特徴を備えているという警告が示された(警察庁 1998、法務省1998、総務庁1998)。戦後の少年非行は、貧困を理由とした仕方のないものから、遊び型に移行し、拡大・低年齢化し、さらに突如として重大事件を起こす予測不可能なものに変わってきたという、極めて短絡的な根拠のないストーリーが提示されたのである。そうした当時の不安を象徴し、厳しい取り締まり対象になったのが、TVドラマで流行した「バタフライ・ナイフ」であった。

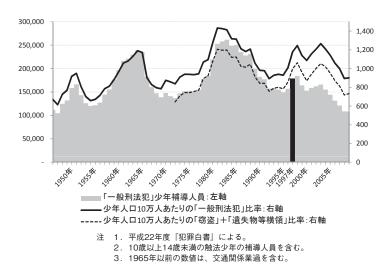


図2. 戦後日本における「一般刑法犯」少年の推移

ところが、この「戦後第4のピーク」という指摘は、図2からもわかるように現実 にはならなかった。それは、危機を敏感に察知した警察や行政の対応策が功を奏した からではない。「戦後第4のピーク」という指摘が、もともと、統計的データの誇張 や歪曲を含んだ誤りであったからである。このような統計的データの歪みを理解する ためには、『白書』や犯罪関係のデータの特性について、精通していなければならない。 とりわけ、「凡例」に示されているラベルが、それぞれ何を意味しているのかという 点に関して、より敏感になる必要がある。新聞記者やTVアナウンサー、一般の読者 の間に、こうした統計リテラシーが備わっていない場合、統計的データを作成・発表 する側の認識や思惑がそのまま無批判に広まり、既成事実化してしまうことになる。 平成10年の各省庁の白書では、少年犯罪の凶悪化傾向があたかも実在するかのように データが誇張・歪曲され、それが既成事実化し、次々に問題が増殖されることになった。 統計的データにおける誇張や歪曲には、不適切な指標を利用することで、全体とし ての動向や時代的変遷を誤解させる「マクロの魔術」と、細かい数値や個々の事例報 告を恣意的に選択することで印象操作する「ミクロの魔術」とがある(菊地1981、佐 藤1984)。このうち前者に関して、先の『警察白書』の図でどのようなマジックが用 いられていたのかを明らかにしておこう。

マクロの魔術 1 ― プライミング効果によるラベルのすり替え

統計的データを読み慣れていない者にとって、文章による解説はデータの意味を理解する唯一の導きの糸となる。したがって、「わかりやすい」「印象的な」ストーリーを最初に与えれば、多くの人々は、それに従ってデータの意味を理解してしまう。批判的に検討する余地はほとんど生じない。先の図1の前に提示された文章は、次のようなものであった。

最近の少年非行の現状は、少年人口の減少にもかかわらず、刑法犯少年の補導人員が増加しているほか、その内容をみても、凶悪化が進展するとともに、覚せい剤乱用の拡大や「遊ぶ金欲しさ」の性の逸脱行為が高水準で推移するなど、急速に深刻化しており、戦後第4の上昇局面を迎えたということができる(警察庁1998: 3-2-1)。

このような文章を読んだ後で図1をみれば、当然、「主要刑法犯」少年の増加が、凶悪犯や覚せい剤乱用、「遊ぶ金ほしさ」の性的逸脱の増加によるものと誤解することだろう。たしかに、年間10~20万人もの少年が、こうした形で法を逸脱しているとなれば、日本社会は大変深刻な事態を迎えているということになるかもしれない。

しかし、図1に挙げている「主要刑法犯」少年(14歳未満の触法少年を含まない)の大半を占めているのは「凶悪犯」などではなく、「万引き」や「自転車盗」などの「窃

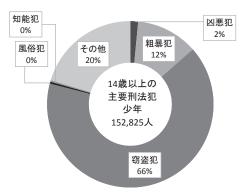


図3. 1997年主要刑法犯少年の内訳

盗犯」にほかならない⁵⁾。1997年のケース(図3)でいえば、総数152,825人のうち、「万引き」、「自転車盗」、「オートバイ盗」(いずれも「窃盗犯」に分類される)と、「占有離脱物横領」(ここでは「その他」に分類される)の4種からなる「初発型非行」が、74.5%を占めていた。1977年以降の「窃盗」と「遺失物等横領(占有離脱物横領を含む)」を合わ

せた数をみても、「刑法犯」全体の8割前後に及んでいる(図2点線)。もちろん、「窃盗犯」や「占有離脱物横領」(放置自転車盗や遺失物横領)に対して許容的になるつもりは毛頭ない。しかし、だからと言って、「窃盗犯」などの数の増減を根拠にして、少年犯罪の凶悪化や深刻化を主張してもよいということにはならない。事前に明確なストーリー(解釈)を提示することで、「刑法犯」少年の波が「凶悪犯」や「薬物乱用」、「性的逸脱」であるかのように誤解させる点に、このトリックのポイントがある。

マクロの魔術2一暗数と警察の統制力の影響

図1の「主要刑法犯」の増減が、大部分、「窃盗犯」や「占有離脱物横領」によっ て構成されているという指摘だけでも、<少年犯罪の凶悪化>という幻想は、半ば崩 れかかっているかもしれない。ただし、「戦後第4のピーク」という指摘には、もう 一つ重要なトリックが隠されている。それは、犯罪などの統計的データの2つの特性 にかかわっている。1つ目は、犯罪などの統計的データが、通常、事件として認知・ 報告されない「暗数」(村上1986)を伴っているという点である。したがって、少年 犯罪の補導人員(数)は、実際の犯罪の発生件数のうちの一部分であることになる。 ただし、補導されたケース以外にも凶悪犯罪がもっと隠れているのだと考えるのは早 合点である。この「暗数」は、「殺人」などの重大事件ではかなり小さいが、「万引き」 等の犯罪に関しては相当大きいと考えられる。統計的データとして問題なのは、こう した「暗数」の大きい「万引き」や「自転車盗」のほうが、「刑法犯」少年の大半を占め、 全体の動向を左右してしまうという点である。例えば、「万引き」の数は、警察の取 り締まり活動はもとより、商店主の教育的配慮の変化やスーパーマーケット・コンビ ニの増加、監視カメラや補導員の増加など様々な外部的要因によって大きく変化する。 このことから考えても、「主要刑法犯」の全体数の変化をもって少年犯罪の凶悪化の 根拠とするのは大きな間違いといえる。

さらに、「刑法犯」少年の増減に外部要因が大きく関与しているならば、図1に示

された少年犯罪の4つの「波(ピーク)」の意味も問い直す必要が出てくる。それぞれの「波」は、警察の取り締まり活動によって大きく左右されており、少年犯罪の動向を客観的に示しているとは限らないのである。例えば、1950年代の少年非行の数が比較的少ないのは、当時の青少年が1980年代よりも品行方正だったからでは決してない。そうではなくて、少年非行を取り締まる法律も少なく、警察力を少年非行にまで回す余裕がなかったからに他ならない。1960年代後半から1970年代前半にかけて存在する「谷間」も、その間少年犯罪が減少したことを意味するのではなく、暴力団抗争や学生紛争、過激派対策などに警察活動を集中せざるを得なかったという統制側の事情を示している(大村 1980; 鮎川 1986)。少年犯罪における「戦後の3つの波」は、あたかもそれが客観的な少年犯罪の歴史的動向であるかのように説明されているが、そこには、相談や届け出、事件の受理から補導・検挙に至るまでの取り締まる側の活動状況が大きく反映されているのである。これが、犯罪などに関する統計的データの2つ目の特性である。図2の人口比の曲線にみられる「第4の波」も、むしろ警察の取り締まり強化によって生じたものである可能性が高い。

マクロの魔術3一増加傾向と周期性の誇張

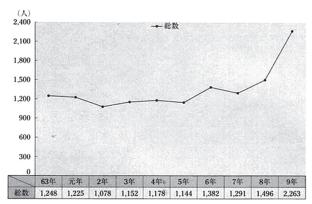
上記以外のトリックは、ただの小手先の技術にすぎない。いずれも、「主要刑法犯」少年の増加傾向を大きく見せ、そこに周期性が実在するかのように強調している。ここで、図1と図2の違いに注目してみよう。両者に共通する1947年から1997年の部分だけを比べて見ても、相当印象が異なるだろう。図1の「主要刑法犯」少年のグラフは、警察庁の『警察白書』で用いられてきたものであり、10-13歳の触法少年の補導人員や「交通関係業過」が含まれていない50。これに対して、図2は、法務省の『犯罪白書』における「一般刑法犯」少年(1966年以降の「交通関係業過」を除く)をもとにしたものであり、10-13歳の触法少年の補導人員も含んでいる。3つのピークは同じように存在するものの、図1と比べると、図2は全体としてかなりフラットな印象を与えることがわかる。

さらに図1では、縦軸の一部がカットされているために、全体として右肩上がりの傾向がよりいっそう強調されている。これによって3つの波が一層際立ち、第4の波の大きさを予感させるものとなっている。加えて1997年以降の『犯罪白書』や『青少年白書』では、成人刑法犯に対する少年刑法犯の比率などの数値を用いることで、「戦後第4のピーク」や<少年犯罪の凶悪化>という主張を根拠づけしようとしていた。しかし、この少年比の指標は、成人刑法犯が減少した場合でも上昇する不適切な指標である。

このように、「刑法犯 | 少年や「主要刑法犯 | 少年に関する統計的データには、「窃

盗犯」の認知・補導数とそれを生み出す警察の取り締まり活動のあり方が大きく反映される。いろんな種類と様々なレベルの犯罪を混ぜこぜにして足し合わせたこれらのマクロな数字は、全体としてみれば警察の活動実績を示しているとみることができるだろう。しかし、それは、少年犯罪の増加傾向や周期性を示してはないし、ましてや各年代の凶悪性の指標では絶対ない。

ミクロの魔術 1 ―統制側の恣意的な情報選択



出典:『平成10年 警察白書』

図4. 恣意的選択にもとづく少年犯罪の凶悪化の演出

「マクロの魔術」は、不適 切な指標を利用して、全体と しての動向や時代的変遷につ いて誤ったストーリーを導き 出すトリックであった。これ に対して、「ミクロの魔術」 は、短期的なスパンのデータ や個々のケース報告を恣うした ストーリーにリアリティを与 え、人々の危機意識を醸成す

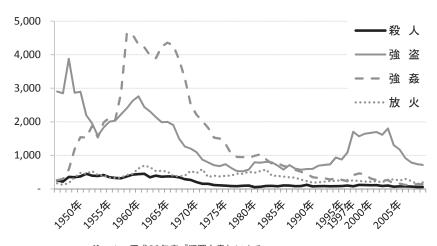
る働きをする。例えば1998年の『警察白書』では、図4のように10年間のデータが示され、「凶悪犯」が急増しつつあることが報告されていた。なかでも、「強盗」が増加し、30年振りに1,500人(14歳未満の触法少年含まない)を超えたことが強調されていた。

しかし、図5の戦後の「凶悪犯」少年の推移と比較すればわかるように、このような『警察白書』の説明は、1960年代のはるかに大きい「凶悪犯」の山には触れないまま、1997年に生じた変化の急激さや深刻さだけを印象付けようとしていた。1960年前後に比べると、「凶悪犯」で検挙された少年はおよそ4分の1程度にまで減少していたにもかかわらず、直近の10年間だけを採用することで、「凶悪犯」の急増を演出していたのである。

さらに、この「凶悪犯」の内訳をみてみると、大変奇妙な現象に気づく。「凶悪犯」は、「殺人」「強盗」「放火」「強姦」の4種類(いずれも未遂を含む)からなり、そのほとんどが1970年代から80年代にかけて急激に減少してきた(図6)。ところが、1996年から1997年にかけては、突如「強盗」が1,082人から1,701人へと急増したのである。1997年に「凶悪犯」が急増したのは、大半が「強盗」が増加したためである。一体なぜだろうか? 犯罪社会学者の中には、1997年の「強盗」の急増が、警察庁の取り締まり方針や統計カテゴリーの変更によると考えている者もいる(鮎川 2001;河合



図5. 戦後日本における「凶悪犯」少年の推移



主 1. 平成22年度『犯罪白書』による。 2. 10歳以上14歳未満の触法少年の補導人員を含む。

図6. 戦後日本における「凶悪犯」少年の罪名別補導人員

2004)。すなわち、バイクなどを用いた荒っぽい「ひったくり」が、「窃盗」ではなく「強盗」として、「オヤジ狩り」のような多人数でのカツアゲが、「恐喝」ではなく「強盗」としてカウントされるようになったことが大きな要因として挙げられている。もしこの説明が正しければ、「強盗」や「凶悪犯」の増加現象は、少年犯罪の凶悪化を示す実質的な変化というより、まずは取り締まり方針の変更に伴う変化として説明されなければならない。

他方、「殺人」に関していえば、1997年の補導人員は75人であり、戦後4番目に少ない数だった。<少年犯罪の凶悪化>を指摘するのであれば、まず、この数を指標と

すべきだと考えられる。しかし、「殺人」に関しては、補導人員が前年比-22人ということに触れられただけで、それが1950~60年代からみても、世界中の他の国々からみても、極端に低い水準であることは触れられなかった。

平成10年の『警察白書』では、「殺人」に関する時代変化やその内容の分析は行わないまま、「神戸連続児童殺傷事件」と「栃木女性教師刺殺事件」の概要を報告することで、少年非行の凶悪化をさらに強く印象付けている。マスコミでセンセーショナルに報道されたこれらの事件を前面に出すことで、〈少年犯罪の凶悪化〉をめぐる事態が非常に深刻であるかのように議論を運んでいる。そしてこれらのエピーソードは、統計的データのカラクリが万一指摘された場合でも、「質的な面でみれば、やはり凶悪化している」という逃げ口上を提供している。

もちろん、『警察白書』に出てくる一つ一つの数字や資料に嘘があるというわけではないだろう。しかし、どんな数字を選び出し、どれだけのスパンでその数字の変化を示し、その変化をどのように説明・解釈するのか、という点において、大きな歪曲があることは明らかである。青少年行政にかかわる1998年の『白書』は、どれもみな「神戸連続児童殺傷事件」に大きく引きずられた形で、全体の動向を冷静に捉えそこなっていた。

ミクロの魔術2-マスコミ報道における統計的データの歪みの増幅

統計的データの演出は、統制機関の側から一方的になされているのではない。統計的データは、マスコミとの相互作用を通じて増幅し、歪みを拡大させながら、人々の間に広まっていくと考えられる。『朝日新聞』では、「神戸連続児童殺傷事件」の少年逮捕を報じた記事の中で、すぐさま少年の殺人事件の増加傾向を、次のような形で訴えていた(『朝日新聞』1997.6.29 朝刊 1総)。

「増える少年の殺人事件 |

少年による凶悪事件、とくに殺人事件は増加傾向にある。警察庁のまとめによると、昨年、殺人の疑いで逮捕された少年は九十六人で、前年より十八人多く、ここ五年で最高だった。

昨年二月、北海道で中学三年生が盗みの目的で侵入した書店の経営者の妻を石で殴って殺した疑いで逮捕された。また、千葉県では十二月、中学生が母親と共謀して父親の愛人を殺害したとして逮捕された事件もあった。

今年に入っても、少年全体の刑法犯が五月末までで前年比二六%増となっている。殺人、強盗などの凶悪犯も四月までに七百三十六人検挙され、前年比八七・八%の急増傾向にある。

警察庁は、少年非行の凶悪化を受け、これまでの保護を中心とした補導方針を

転換、厳正に対応する方針を「強くやさしい」警察として今月打ち出したばかり。 関口祐弘・警察庁長官は、全国の少年担当課長を集めた会議で「少年事件の捜査 を強化して検挙の徹底を図るとともに、非行防止の世論を喚起して関係機関を巻 き込む、戦略的な対策を推進するよう」求めていた。

一方、小学生が巻き込まれる刑法犯罪は、昨年二万三千七百二十件あり、前年を約千五百件上回った。

先の『警察白書』に比べると、新聞記者のほうが「ミクロの魔術」に長けていることがわかる。統計に関する知識も倫理観も皆無であり、数字はたんに強調のための修飾語として用いられている。「殺人」に関しては1996年のデータを用いて「ここ5年で最高」、「刑法犯」に関しては1997年5月までのデータの前年比、「凶悪犯」に関しては1997年4月までのデータの前年比というように、指標と期間を恣意的に使い分けることで、少年犯罪の急増傾向を強調している。また、個別ケースを挙げることで、その凶悪さを印象付けている。さらに、この記事では、小学生の「刑法犯被害」の増加を前年との比較で指摘することで、あたかも小学生に対する「殺人」が増加傾向にあるかのように、読者の被害不安を煽っている。しかし、小学生の「刑法犯」被害の8~9割は「窃盗」被害であり、この指標を「増える少年の殺人事件」の文脈で用いるのは不適切である。「殺人」による小学生の被害者は、1970年代後半以降、大きく減少してきている(浜井2004;管賀2007)。この新聞記事からもわかるように、統計的データの誇張や歪曲は、マスコミ報道において、より早く、より徹底的に行われている。

もっとも、こうしたデータの恣意的な選択が、はたして警察主導で行われたのか、それともマスコミ主導で行われたのかは定かではない。しかしながら、一つの猟奇的な事件を契機に、警察とマスコミが<少年犯罪の凶悪化>という歪んだ認識を共有し、相互にその歪みを増幅させてきたというプロセスには着目する必要がある。このプロセスにおいて、統計的データは、事実を客観的に捉えるための道具としてではなく、むしろ歪んだ認識を支え、補強し、増幅させる働きをしている。

3. モラルパニックから制度化へ~青少年問題を奏でる4つのセクター 疑似環境としてのニュース~<少年犯罪>報道量の増加

では、<少年犯罪の凶悪化>が事実ではないなら、なぜ人々はそう信じ込んでいるのだろうか?ここでは、次に、この問題について考えていくことにしたい。図7に示したのは、「殺人」(未遂を含む)による少年の補導人員の推移(縦棒;左軸)と、『朝日新聞』において、「少年による殺人」を見出しに含む記事件数の推移(折れ線;右

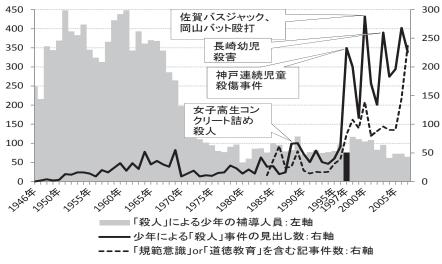


図7.「殺人」による少年の補導人員と新聞報道量

軸)の比較である⁶⁾。この図によると、「少年による殺人」の記事件数は、「殺人」による検挙人員とはほぼ無関係であり、1997年以降に、急激に増加していることがわかる。具体的に挙げると、1961年には448人の少年が「殺人」で補導されていたにもかかわらず、「少年による殺人」を見出しとする記事はわずか19件にすぎなかった。これに対して、1997年以降は62~117人の検挙人員に対して、年間200件を超える見出しが掲げられるようになってきている。「少年による殺人」事件という情報については、新聞の見出しをみるだけでも、連日のように接していることになる。

このことから、少年による凶悪犯罪が実際に増加したのではなく、1997年以降に少年犯罪をめぐる報道量が急増したのであり、間接的な情報環境としての「疑似環境」が肥大化してきたということがわかる(広田 2001; 浜井 2004; 牧野 2006)。牧野によれば、こうした少年犯罪に関する報道量の増加は、たんに注目される特定の事件に関する記事数が増加しただけでなく、事件が取り上げられる比率やそれが報道される回数も増加し、期間も長期化してきた。また報道内容としてみると、青少年の「心」に焦点を合わせることによって、加害少年に対する非難が強化されたこと、「普通の振る舞い」が問題化されたことが時代的特徴であるという(牧野 2006)。図7 をみても、殺人事件の記事と連動する形で、「規範意識」や「道徳教育」に関する記事が増加していることがわかる。

「少年犯罪データベース」(http://kangaeru.s59.xrea.com/)の管理人である管質は、現代の少年犯罪を憂えるジャーナリストや学者、官僚などが、統計資料をチェックしないままマスコミ報道を鵜呑みにして、過去を理想化している点を批判している。そし

て、戦前の日本社会が決して秩序正しいものではなく、残虐な少年犯罪に溢れていた 事実を指摘しながら、次のように述べている。

虚構と現実を混同してしまっている人たちが、新聞やテレビニュースを通じて過去について全くの妄想を語り、それを信じた人がまた妄想を増幅するというヴァーチャルな円環ができあがって、無意味にぐるぐると回転しています(管質2007:291)。

視聴者たちは、少年犯罪を憂えるという道徳事業家たちの態度を、たんに誠実なものとみなしているだけではない。道徳事業家たちが前提としている不安感やそれを生み出している歴史館・世界観や統計的データまで真実だと思い込み、増幅させていくのである。

モラルパニックとしての青少年問題~わかりやすい原因を求める心理

このように少年犯罪に関するマスコミ報道が加熱し、少年犯罪の実態と乖離しつつある現象は、日本でも、すでに1980年代にははっきりと指摘されていた(大村 1980; 佐藤 1984; 鮎川 1986; 大庭 1988,1990)。図1や図2からも分かるように、1980年代もまた、「万引き」や「放置自転車盗」の取り締まり強化による補導人員の増加を、「第3の波」と呼び、少年非行についてのセンセーショナルな犯罪報道が繰り返された時代だった。そして、そうした報道を通じて、人々の犯罪不安が増幅され、少数者に対する道徳的な怒りが噴き出し、さらなる統制強化が呼び起こされる「モラルパニック」(Cohen 1973=1987)が生じていることも指摘されていた。

しかし、こうした研究者らの危惧にも関わらず、「阪神淡路大震災」(1995年)や「オウム真理教事件」(1989~1995年)で具現化された世紀末不安を背景に、1997年の「神戸連続児童殺傷事件」をより直接的な契機として、青少年全体に対する大規模なモラルパニックが再び生じたのである。たった一人の中学生による理不尽な犯行が、<心の闇>や<心の傷>、<規範意識の低下>という大衆心理学の用語によって、自分たちの未来であるはずの青少年全体へと投射されることになった。

かつて大村は、「非行の増加」や「悪質化」というデータを求める大衆心理について、フェスティンガーの「認知的不協和の理論」をもとに説明していた。それによると、ある程度不安が広がっている状況では、「最悪の事態」を心理的に先取りし、不安の原因を特定する悲観的情報のほうが、かえって不協和の逓減に役立つことになるという(大村 1980:161-3)。すなわち、地震が起こった後などに、巨大地震や津波、暴動などのより悲観的な情報が広まりやすくなるのと同じメカニズムで、不安に置かれた人々はその原因を一貫して説明できるようにより悲観的情報を選好するというのである。この大村の指摘に依拠するならば、〈少年犯罪の凶悪化〉を示すかのような

一連の統計的データは、1997年の「神戸連続児童殺傷事件」によって生じた不安を実体化させ、不安の源泉について理解しようとするために、最初からネガティヴな部分だけが探し出され、主題化されて、広まっていったと考えることができる。こうした人々の「認知的不協和」のメカニズムを背景として、「神戸連続児童殺傷事件」以降、<少年非行の凶悪化>に関する情報欲求が生じ、「少年犯罪」に関する報道量が格段に増加していったとみることができる。

4つのセクターが青少年問題を制度化する

ただし、この青少年問題をめぐるモラルパニックは、たんなる一過性のパニックとは異なり、かなり強固にパターン化され、そして長期にわたって存続した。その意味では、J.ベストのいう「制度化」という説明がこれに当てはまる(Best 1999; 浜井2004)。この「制度化」とは、新しい犯罪をめぐって、マスコミと活動家(たとえば被害者団体、PTAなど)、政府、専門家の4つの主要セクターが、相互の主張を補強・増幅しあうことで強力な社会的影響力を生み出し、その結果、新しい社会問題が制度的に位置づけられ、社会に定着していくプロセスを指している(Best 1999:63-69)。ベストは、この4つの主要セクターどうしの相互関係を「鉄の4重奏」と呼び、表1のように分析しているで。日本社会における1990年代後半の青少年問題もまた、こうした「制度化」の典型例と見なすことができるだろう。

たとえば、『朝日新聞』は、「土師淳君殺害事件」(神戸連続児童殺傷事件の一つ)で中3男子が逮捕された1997年6月28日の翌々日に、「14歳『心の闇』」という特集を組み、大人からは理解できない子どもたちの<心の闇>を象徴し、社会全体に広がり

表1.社会問題の制度化に関する「鉄の4重奏」―主要セクターどうしの相互関係

	マスメディア	活動家	政府	専門家
新しい犯罪が提 供するもの	報道向けに新し いストーリーを 提供する	新しい問題点を提供することで、社 会運動への関心を 継続させる	注目を浴びる問題点に ついて、大衆のために 活動する機会を提供す る	専門的知識を適用 するための新たな 話題を提供する
マスメディアが 提供するもの	_	社会運動の知名度 を上げる	政治家、行政機関、プログラムの知名度を上げる	専門職や個々の専 門家の知名度を上 げる
活動家が提供す るもの	ストーリーや解 釈のネタを提供 する	_	政治家、行政機関、プログラムに対する政治 的支持を与える	専門家の顧客とし て評価を与える
政府が提供する もの	ストーリーや解 釈のネタを提供 する	運動が要求する政 策を実施し、維持 していく	_	基金やフォーラ ム、政策への関与 機会を提供する
専門家が提供するもの	ストーリーや解 釈のネタを提供 する	運動の問題関心を 支持する権威づけ を行う	政治家、行政機関、プ ログラムを支援する権 威づけを行う	_

出典: Best 1999

つつある病理の断片としてこの事件をストーリー化し、報道している(『朝日新聞』 1997.6.30-7.2朝刊 1社)。また当時の文部省も、素早くこの事件に対応し、同じ6月30日には、「幼児期からの心の教育」について、中央教育審議会に諮問することを決定している(『朝日新聞』 1997.6.30夕刊、1社)。ここで驚くべきことは、少年の逮捕からわずか数日のうちに、一人の中学生による殺人事件が<心の闇>によるものと断定され、さらに青少年全体の心のあり方へと問題が変換され、青少年全体に対する道徳教育やメディア規制などの教育的介入や少年法改正が検討されていたという点である。「飛び級」制度など能力主義的な色彩の強かった当時の教育改革の議論も、この事件によって一新され、社会性や倫理観の養成など<心の教育>を中心とする内容へと大きくシフトしていった。

また行政サイドから見ると1990年代後半は、「行政改革会議」の設置(1996年)や「中央省庁等再編基本法」の成立(1998年)などの改革の時期であったことも忘れてはならないだろう。各省庁は、この事件をきっかけに積極的に青少年事業を展開し、それぞれの活動の必要性を必死でアピールしていた。予算・ポスト請願書としての『白書』は、そのため例年にない過熱ぶりを見せていた。

他方、この事件を通じて、犯罪被害者への支援や少年法の厳罰化を求める社会運動も活発化し始めた。当時の日本社会においては、こうした社会運動が公的な言論空間に占める位置は決して強くなかった。しかし、この事件や「光市母子殺人事件」(1999年)、「佐世保小6女児同級生殺害事件」(2004年)などを通じて、少年犯罪における被害者側の心情がマスコミに報道されるようになり、被害者支援の必要性が理解されるようになっていった。ただし、そうした被害者心情は、往々にして、マスコミの提供する歪んだストーリーをさらに誇張するために用いられる傾向があることにも注意しなければならない。

最後に、専門家にとって1990年代後半の青少年問題は、どのような意味をもっていたのだろうか?専門家集団としての存在感を飛躍的に増大させたのは、1995年度からスクールカウンセラー事業に加わり、臨床心理士養成大学院指定制度の導入・拡大を試みていた日本臨床心理士会、ならびに日本臨床心理学会であったと考えられる。この時期に少年非行をめぐる議論は、福祉や社会を軸にした議論から、メンタルヘルスを軸にした議論へと大きく転換している(山田 2007:6-9; 広田 2001; 牧野 2006; 森2005,参照)。

これらの4者関係の中で、「幼児期からの心の教育のあり方」(中央教育審議会 1997)という諮問内容が反芻され、青少年問題のストーリーが共有化され、教育施策 が制度化されていった。すなわち、「人間関係の希薄化」や「間接体験・疑似体験の増加」

が、社会性や倫理観などの「心の成長」に大きな影響を及ぼし、「いじめ」、「薬物乱用」、「性の逸脱行為」、さらには「青少年非行の凶悪化」といった問題行動が生じているという基本認識が制度化されたのである。その後、およそ10年以上にわたって、こうした青少年問題のストーリーが継承されてきたことからみても、〈少年犯罪の凶悪化〉や〈規範意識の低下〉などの前提は、批判的に検討されることもほとんどなく、既成事実として日本の教育行政に組み込まれてきたことがわかる。

結局、青少年問題のストーリーは、その真偽もあいまいなままに定式化され、日本社会の常識となり、教育プロジェクトが組まれ、一定の予算やポストが割り当てられてきた。しかも、このストーリーは、中央省庁だけのものではなく、地方自治体や各教育委員会、各地のPTAの報告書等においても、金太郎飴のごとく見出される青少年問題の定型と化している。残念ながら、地方には、「鉄の4重奏」によって奏でられたストーリーに批判的検討を加えたり、地方の青少年の実態にみあった提言や施策を実行したりする力はない。

4. 忘れ去られた問い~進化論的アプローチのための予備的考察 青年殺人の減少への問い

1990年代後半における<少年犯罪の凶悪化>という指摘が、社会的に構築された虚像であるというのがここまでの議論である。ベストなどの社会構築主義の研究者たちが指摘するように、マスコミのセンセーショナリズム、社会運動家たちの誘導、予算やポストをめぐる官僚たちの利害関心、政治家の選挙対策、専門家の名誉欲などが、こうした歪曲を生み出していると考えられる。しかし、そうした答えに満足するのは、社会病理言説の虚構性を暴こうとする一部の研究者以外にはいないだろう。

〈少年犯罪の凶悪化〉が虚像であるとしたら、まず第1に問わなければならないのは、「日本では、なぜ凶悪な少年犯罪が減少したのか」ということだろう。戦後日本における殺人率の減少は顕著であり、とくに10後半から20代前半にかけての低下が著しい(図8、図9)。ところが、マスコミ同様、アカデミズムにおいても、犯罪や逸脱が増大する局面にのみ知的関心が向かい、それが減少するプロセスやメカニズムについてはあまり価値がないかのように誤解されている。これも一種の認知バイアスなのかもしれない。しかし、社会学者にとって重要なのは、あくまで人間が社会秩序を構成する局面である。「豊かになったから」というような万能薬で済ましてはならないはずである。ところが、日本でこの問いにいち早く向き合ったのは、私の知る限り、進化生物学者であり、日本の人間行動進化学の創始者でもある長谷川・長谷川(2000)であった。

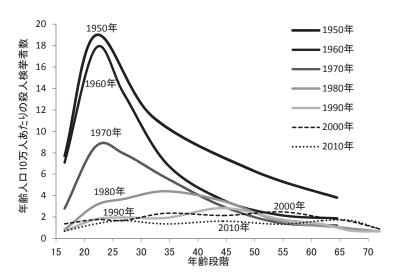


図8. 戦後日本における年齢階層別殺人率の推移(男性)

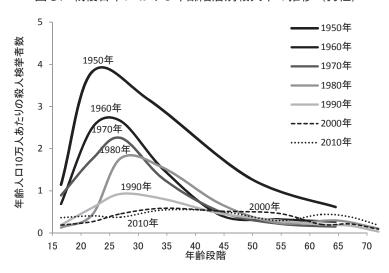


図9. 戦後日本における年齢階層別殺人率の推移(女性)

青年男性のリスク行動の普遍性

彼らがこの第1の問いに向き合うことができたのは、「10代後半から20代前半の男性はなぜ人を殺すのか?」という第2の普遍的な問いに真摯に向き合ってきたからにほかならない。日本の1950年代や60年代の殺人率のように、男性の犯罪傾向は10代後半から20代を頂点とする曲線(ユニバーサル・カーブ)を描く。それは歴史的にみても世界的にみても、かなり頑強である。この曲線は、もともと犯罪社会学者M.ゴットフレッドソンとT.ハーシによって見出されたにもかかわらず、社会学内部ではこれを説明できる有力な仮説を提示できなかった。というのも、現代社会学は、進化や遺

伝といった生物学的に重要な説明変数をすべて投げ捨ててきたからである。

第2次世界大戦後の社会学は、社会ダーウィニズムと優生学の過失をすべて進化論と生物学に押し付け、生物学的説明を一切拒絶することで、社会学が新しい民主主義社会の先導者になれると自負してきた。こうした自負がたんなる独り善がりにすぎず、科学的にも道徳的にも間違った選択であったという証拠は、既に相当積み重ねられてきている。ただし、多くの社会学者は、進化心理学や社会神経科学、行動遺伝学など急激に変化しつつある隣接分野の現実から目を背け、いまだに伝統と集団内部の要請に従っている。

ユニバーサル・カーブに関していえば、繁殖活動に入る時期に男性の攻撃行動がピークに達するのは、人類を超えて他の哺乳動物にも共通にみられる現象である(長谷川・長谷川 2000)。この時期に強い競争心や縄張り意識、自己顕示欲をもつことは、配偶者獲得や血縁者の扶養に有利に働いてきたと考えられる。そのため、青年の心理には、そうした系統発生上の遺構が刻まれており、それが近代社会では、青年特有のリスキーな行動(スポーツ、バイク、車、音楽、芸術等々)として展開されてきた。青少年の規範意識も、10代半ばの性規範の弛緩をトリガーにして10代後半に急激に弛緩し、20代半ばを過ぎると「落ち着いて」いく。ジェームズ・ディーンの代表作『理由なき反抗』には、進化論的にみれば、明白な理由が備わっていたことになる。もちろん、青年のリスク行動は、生得的に固定されているわけではない。R.ロウやS.カナザワによれば、リスク行動を規定するのは、特定の社会的資源のもとでの配偶戦略と扶養戦略の関係である(Rowe 2002, Kanazawa & Still 2000)。したがって、犯罪の普遍的メカニズムに関しても日本社会の特殊性に関しても、社会学者の介入する余地は非常に大きい。

ヒトの脆弱性と社会の複雑性

他方、ベストのような社会構築主義的な議論も、突き詰めると進化という問題にぶつかってしまう。道徳事業家たちの直接的・短期的な利害関心だけが青少年問題をめぐる歪曲の正体なのだろうか?マスコミ報道や政治家の発言には懐疑的な人々でさえ、少年犯罪や教育問題には敏感で、危機意識や不安感を持っていることが少なくない。なぜ、人々は青少年の動向に敏感なのか。青少年をめぐる問題がたんに虚像だというだけでなく、そうした虚像が作られやすいという謎を解き明かす必要がある。モラルパニックも鉄の4重奏も、むしろヒトの認知システムの脆弱性を利用したり、それに誘導されて展開してきたと捉えたほうがよいだろう。ヒトは、少年犯罪や児童虐待の減少という楽観的な事実をなかなか受け付けないようにできている。それどころか、人類史を通じて暴力や殺人が減少してきたという明白な事実さえも、頑なに拒否しよう人々が多い。そうした歪曲を生みだす究極の利害関心は、遺伝子の複製ではな

いのだろうか?

そしてさらに、「なぜ青少年は、大人たちの助言に対して従順ではないのか?」、「なぜ青少年は、時代の流行や同世代からの評価に対してむしろ敏感なのか?」、「なぜ大人たちは、青少年の動向に不安を抱くのか?」というより一般的な問題も展開していく必要があるだろう。こうした問いを辿っていけば、社会的動物としてのヒトに備わっているのが、同調や服従などの単純な社会性ではなく、世代間の断絶や葛藤を伴う複雑な社会性であるという系統発生上の問題に突き当たることになる。このようなヒトの系統発生的基礎を無視したまま青少年問題にアプローチしても、結局、「青少年は時代(社会)の産物である」というトートロジーから抜け出すことはできない。

愛することと働くこと

生身の青少年が抱える多種多様で、流動的で、なおかつ個別的な問題群を俯瞰できるテーマがあるとするならば、それは、かつて8.フロイトが指摘したように「愛と労働」というテーマ以外にはないだろう。ただし、そうした俯瞰が可能なのは、精神分析学の理論枠組みが正しいからではない。そうではなくて、モラトリアムにおける様々な選択や活動の底流に、配偶戦略と養育戦略という2つの適応戦略が介在しているからにほかならない。もちろん社会学においても、恋愛と結婚、進学と就職とは青少年研究の主要なテーマであった。ただし、それらは別々の研究テーマとして取り扱われることが多く、しかも出身階層や学歴などの社会的属性からの再生産プロセスとして説明されるだけであった。しかし、進化論的観点からすれば、恋愛と勉強、仕事の結婚というように両者のバランスこそが、青少年自身の悩みの焦点であり、重要な研究課題であると捉えられる。

このような点において進化論的観点を導入していくことによって、青少年をめぐる 既存の問題構成が捉え返され、新たな問いと答えが探求されるようになる。そして、 A.S.ミラーとS.カナザワのように、多くの社会学者が、この新しい肥沃な大地を求め てやってくることだろう。

注

1) 青少年問題をめぐる言説は、しばしば、「昔は物質的に貧しくても、豊かな人間関係や社会関係があり、その中で規範を身につけ、秩序が守られていた」というロマン主義的な過去のイメージに立脚している。もちろん、そうした過去のイメージは、たとえ個々人のレベルで該当する事実があったにせよ、全体的傾向からみれば決して事実とはいえない。次節でみるように、戦後、日本社会の経済成長や進学率上昇などに伴って、むしろ少年の「凶悪犯」は激減してきたというのが時代の趨勢である。また、

広田が指摘するように、かつての教育が「労働のしつけ」に限定されたものであり、「村のしつけ」も差別や抑圧、恣意性を含んだ閉鎖的なものであったという問題点も忘れてはならないだろう(広田 1999: 25-38)。実情からいえば、昔の青少年は品行方正とはとても言い難かったし、だからこそ暴力を含む権威主義的方法で統制せざるを得なかったとみるほうが、よほど的確だろう(管賀 2007)。しかしながら、こうした過去のイメージの理想化は、統計データや過去を知らない青少年からすれば反論しにくい前提となるため、青少年へのバッシングの根拠としてしばしば持ち出される。

- 2)かつて筆者は、青少年問題に関して、このような短絡的なストーリーが構成されてしまう背景として、実証的な調査方法の抱える限界を指摘した(高橋 2005:46-49)。非行やいじめなどについては、官公庁の統計と実態とが必ずしも合致しておらず、いわゆる「暗数問題」が生じていることが多い。また調査票調査などによる実態把握にも限界がある。<悪>の特質ともいえる非公然性と実証主義的な調査方法が要求する明証性が、調査実践において齟齬をきたしてしまうのである。他方、情報環境の変化などの社会変動は、それがあまりにも急激で、他の様々な要因と結びついた明白な変化であるために、逆に正確に捉えにくいものになっている(ヘッドライト効果)。したがって、だれにでも実感できる明白なマクロ現象に原因を帰属させてしまえば、青少年問題をめぐる因果の一端を理解できたかのような錯覚に陥るが、実際には何の説明にもなっていない。
- 3) なお本稿では、およそ10代から20代までの年少者たちを指す言葉として、「若者」ではなくあえて「青少年」という言葉を用いている。その理由は、大まかにいえば、2つある。一つには、青年期が、「第2の誕生」や「疾風怒濤」、「モラトリアム」などと呼ばれる独特な人生段階を構成しているという発達論的観点を、本稿が踏襲しているからである。このような発達論的観点に立つ「青年論」は、1960年代から1970年代にかけて活発に展開されたが、1980年代以降は、むしろ消費社会論や情報社会論のコンテクストを強調する「若者論」に取って代わられるようになった(小谷編 1993: iii)。しかしながら、そうした「若者論」においては、それぞれの時代状況のたんなる反映物として「若者」が描かれているにすぎない。本稿では、「青少年」という言葉を用いることで、若者現象にみられるユニバーサルなものを探求している。もうつつには、内閣府などの「青少年行政」にみられる表面上の理念主義と縦割り行政の現実を批判的にとらえ返すために、この用語を用いている。ただし、ここで挙げている『青少年白書』も、2010年版以降、『子ども・若者白書』へと名称変更している。こうした路線変更が、実際に何を意味しているのかはまだ明らかになっていない。なお本稿では、非行や逸脱に関する文脈において、しばしば「少年」という言葉も用いてい

- る。この言葉は、少年法上、20歳未満の未成年者を指す言葉として犯罪統計などで用いられている。たとえば、<少年犯罪の凶悪化>などの表現が、それにあたる。したがって、この意味での「少年」には、通常「青年」と呼ばれることの多いハイティーン層も含まれている。
- 4) たとえば、学校からの下校時間や「留守家庭」をめぐって、これまで様々な事件や事故が発生してきた。この時間的空白は、大人たちの職業生活/家族生活の時間設計と、子どもたちの学校生活/家族生活の時間設計のズレから生じている構造的欠陥にほかならない。こうした構造上の欠陥を解消するためにまず必要なのは、それぞれの生活領域を担当する省庁間を横断して、時間設計やセキュリティ・ネットワークを再プランニングすることである。ところが実際には、注意喚起の通達を出したり、地域の高齢者ボランティアに問題を委ねたりしているにすぎない。同様に、「ニート」や「フリーター」に関する問題も、学校生活と職業生活を担当する省庁どうしの構造的乖離の問題として理解することができる。しかしながら、このような省庁間の問題も、結局のところ、それぞれの省庁における新規事業と予算の配分へと問題がすり替えられてしまう。
- 5)『警察白書』において、「主要刑法犯」とは、「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」をいう。ただし、少年非行に関する統計では、占有離脱物横領も「主要刑法犯」として扱い、偽造、汚職、背任及び凶器準備集合は「主要刑法犯」から除いている。『警察白書』では、長年、少年非行の動向がこの数値を用いて記述されてきたが、2001年版から、「交通関係業過」を除く「(一般)刑法犯」の数値に切り替えている。なお、「戦後第4の波」のストーリーの重要な構成要素として、「いきなり型」という特徴付けがなされていた(警察庁1998、総務庁1998)。しかし、「粗暴犯」少年の動向をみる限り、この「いきなり型」という特徴付けも、不適切な認識であったことが判明している(岡邊・小林2005)。
- 6)『朝日新聞』の記事数の検索は、「聞蔵Ⅱ for ビジュアル」を用いている。このうち、1985年以降の記事については「朝日新聞1985~」の『朝日新聞』分を用い、1945年から1984年までの記事に関しては、「朝日新聞縮刷版1945~1984」を用いた。両者の記事検索方法は大きく異なるため、検索対象を「見出し」に限定することで、できるだけ検索方法による偏りが出ないように配慮した。具体的には、「見出し」のなかで、未成年者を意味する語句(少年+少女+10歳+11歳+12歳+13歳+14歳+15歳+16歳+17歳+18歳+19歳+10代+十代+未成年+男子+女子+小学+中学+高校+大学+小4+小5+小6+中1+中2+中3+高1+高2+高3+小四+小五+小六+中一+中二+中三+高一+高二+高三)が用いられていることと、「自殺」以外に「殺」という語(殺#自殺)が用いられている

- ことを抽出の条件とした。この方法によって抽出された5362+α件の記事うち、日本国内で現実に起こった殺人(未遂)事件であり、未成年者の関与が「見出し」で示されているケースのみをカウントしている。日本国内の殺人事件に言及があっても、映画や本、音楽、TV・ラジオ番組などを主題とした記事はカウントしていない。
- 7)Iron Quadrangleに対する「鉄の4重奏」という訳語は、浜井浩一による(浜井2004)。彼は、この論文において、1990年代後半以降、「凶悪犯罪」や「治安悪化」に関する言説が、一時的なモラル・パニックを超えて「制度化」されてきたと捉えている。第3節の議論は、この論文に大きく依拠している。

引用文献

- 鮎川潤 (1986). 「『少年非行』をどう解釈するか」. 『社会病理学を学ぶ人のために』. 仲村祥一. 京都, 世界思想社: 71-98.
- 鮎川潤(2001).『少年犯罪―ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』. 東京,平凡社.
- Best, J. (1999). Random violence: how we talk about new crimes and new victims Berkeley, University of California Press.
- Best, J. (2001). Damned Lies and Statistics: Untangling Numbers from the Media, Politicians, and Activists, Berkeley, University of California Pr. (=2002, 林大訳『統計はこうしてウソをつく』白揚社.).
- Cohen, S. (1987). Folk devils and moral panics: The creation of the mods and rockers Oxford, Blackwell.
- 中央教育審議会 (1997). 「幼児期からの心の教育の在り方について」 http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/12/chuuou/toushin/970801.htm) 2008.10.25.
- Gottfredson, M. and T. Hirschi (1983). "Age and the Explanation of Crimei." *American Journal of Sociology* 89 (3): 552-584.
- 浜井浩一 (2004). 「日本の治安悪化神話はいかにつくられたか―治安悪化の実態と背景要因 (モラル・パニックを超えて) ―」『犯罪社会学研究』第29号:10-26.
- 長谷川寿一・長谷川眞理子 (2000). 「戦後日本の殺人の動向」 『科学』 70:560-568.
- 広田照幸(1999). 『日本のしつけは衰退したか』. 東京, 講談社.
- 広田照幸 (2001). 「<青少年の凶悪化>言説の再検討」. 『教育学年報』8:115-150.
- 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智(2006).『「ニート」って言うな!』東京、光文社.
- 法務省法務総合研究所(2010). 『平成22年 犯罪白書』. 東京, 国立印刷局.
- Kanazawa, S. and M. C. Still (2000). "Why Men Commit Crimes (and Why They Desist)." Sociological Theory 18(3): 552-584.

管賀江留郎(2007).『戦前の少年犯罪』. 東京. 築地書館.

河合幹雄(2004). 『安全神話崩壊のパラドックス』. 東京、岩波書店.

警察庁編(1998). 『平成10年版 警察白書』. 大蔵省印刷局.

菊地和典(1981). "「粗暴化・凶悪化現象の実情」."『少年補導』26(10):13-21.

森真一(2005).『日本はなぜ諍いの多い国になったのか―「マナー神経症」の時代』. 東京、中公新書.

村上直之(1986). 暗数論—社会問題研究方法論ノート. 『社会病理学を学ぶ人のため に』. 仲村祥一編. 京都. 世界思想社: 55-68.

小谷敏編. (1993). 『若者論を読む』. 京都市, 世界思想社.

内閣府編. (2007). 『平成19年度版 青少年白書』. 東京, 時事画報社.

岡邊健・小林寿一 (2005). 「近年の粗暴的非行の再検討― 『いきなり型』・『普通の子』 をどうみるか」、『犯罪社会学研究』 30:102-118.

大庭絵里 (1988). 「逸脱の可視化―『犯罪事件』のニュースへの転化」. 『犯罪社会学研究』13:122-139.

大庭絵里 (1990). 犯罪・非行の『凶悪』イメージの社会的構成―『凶悪』事件ニュース報道をめぐって」. 『犯罪社会学研究』15:18-33.

大村英昭(1980).『非行の社会学』. 京都, 世界思想社.

パオロ・マッツァリーノ (2004). 『反社会学講座』, イースト・プレス.

Rowe, D. C. (2002). *Biology and Crime*. Los Angeles, Roxbury Publishing Company.

Smelser, N. J. and E. H. Erikson, Eds. (1980). *Work and Love in Adulthood*. Cambridge, Harvard University Press.

総務庁編. (1999). 『平成10年度版 青少年白書』. 東京. 大蔵省印刷局.

高橋征仁 (2005). 「<メディア=非行原因>説の再考―規範意識の相対化と問題行動 に対するメディアによる影響の検討」. 『社会分析』32:45-63.

山田陽子(2007).『「心」をめぐる知のグローバル化と自律的個人像』. 東京,学文社.

牧野智和 (2006). 「少年犯罪報道に見る『不安』—『朝日新聞』報道を事例にして」. 『教育社会学研究』第78集:129-146.